



まちなか農園の開設を支援します！

市内の生産緑地において、都市住民との交流を行うための体験農園や簡易直売所の開設等に向けた「簡易施設、農業機械および設備」の導入に係る費用の一部を支援します。

事業対象者

- (1) 観光農園の開設を行う者
- (2) 体験農園の開設を行う者
- (3) 簡易直売所を設置し販売を行う者
- (4) 収穫した農産物を飲食店に提供する者
- (5) 農業体験交流を行う者

補助率

事業に要する経費の50%以内。
ただし、200千円を上限とする。

求める成果

- (1) 観光農園を開設する
- (2) 体験農園を開設する
- (3) 簡易直売所を開設する。ただし、販売するもののうち過半を、当該生産緑地で収穫された農産物やこれらを主たる原料とした製造物・加工物とすること
- (4) 当該生産緑地で収穫された農産物を市内飲食店で使用する契約を交わす
- (5) 都市住民との農業体験交流を年間5回以上行う

募集期間

随時
※交付予定額が予算に達した時点で年度内の申請受付を終了します。

留意事項

同一年度内において同一の事業主体からの複数回の申請はできませんので、ご注意ください。

その他詳細は、要領等をご確認ください。要領等は農政部計画課、西・北農業振興センターにて配付、もしくは市HPにて掲載しています。

申請・問い合わせ先

農政部計画課 担当：藤原・丹羽
TEL：078-984-0369

2020年農林業センサスが実施されます

全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2020年農林業センサス」が実施されます。農林業センサスは、農林水産省主導のもと、農林業の実態を明らかにし、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

令和2年1月中旬から皆様のお宅を調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

※調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されません。



家畜を飼育している方は 報告が必要です！

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、鶏、うずら、あひる（アイガモを含む）、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を1頭（羽）以上飼育している人は、家畜伝染病予防法により、毎年2月1日時点の飼育状況を飼育場所の所在地を管轄する家畜保健衛生所に4月15日（鶏等にあつては6月15日）までに報告する必要があります。

所定の報告用紙を姫路家畜保健衛生所へ郵送又はFAXで提出してください。報告用紙はホームページの「衛生情報」からダウンロードできます。

報告・問い合わせ先

姫路家畜保健衛生所

〒679-2166 姫路市香寺町中村595-15

TEL：079-240-7085

FAX：079-232-2685

ホームページ

<http://www3131.ec-net.jp/>